

[特集論文]

不測の米国市民権

入国禁止令と日系人強制収容のパラレルな関係

村川 庸子

Contingent Citizenship

— Parallels between the Muslim Ban
and Incarceration of Japanese Americans —

Yoko MURAKAWA

Japanese American community activists have long expressed concern about the treatment of Muslims and Arabs in America, particularly since September 11. Their anxiety now seems to be more imminent as they see parallels between their own experiences during WWII and that of Muslim American community, both being targeted for surveillance, US citizenship renunciation and deportation. Negative political rhetoric around Muslims and Arabs persists. ‘Anti-terrorist’ policies seem to be seriously eroding civil liberties of innocent residents and citizens in the name of ‘national security’ again.

In June 2018 the US Supreme Court upheld the President Trump’s travel ban, in which Chief Justice Roberts officially admitted the Korematsu decision in 1944, which had upheld the constitutionality of the Japanese American incarceration policy, is unconstitutional. Sotomayor’s dissent argues, however, “the Court redeploys the same dangerous logic underlying Korematsu and merely replaces one ‘gravely wrong’ with another.” The negative legacy of Korematsu has been taken

over and left as a 'loaded weapon'.

And Then They Came for Us

彼らが最初共産主義者を攻撃したとき、私は声をあげなかった。

私は共産主義者ではなかったから。

次に彼らが社会主義者を攻撃したとき、私は声をあげなかった。

私は社会主義者ではなかったから。

彼らが労働組合活動家を攻撃したとき、私は声をあげなかった。

私は労働組合活動家ではなかったから。

彼らがユダヤ人を攻撃したとき、私は声をあげなかった。

私はユダヤ人ではなかったから。

彼らが私を攻撃したとき、

私のために声をあげてくれる人は、誰も残っていなかった。

Martin Niemöller ⁽¹⁾

はじめに

2019年夏、筆者はミネソタ大学移民史研究所（Immigration History Research Center Archives: IHRCA）で日系アメリカ人の強制収容の歴史に関する史料調査を行った⁽²⁾。同研究所はアメリカの移民史研究の拠点のひとつであるが、日系人関係の史料は殆ど収蔵されていない。日米戦争中、この地に陸軍語学学校が置かれたことは知っていたが、日系人の再定住の場所とはみなしていなかった。IHRCAの所長代理の大西雄一郎氏から、ツイン・シティの日系市民協会（Twin Cities Japanese American Citizens League: TC-JACL）がソマリア難民の支援活動を行っていると聞いたことが本稿執筆のきっかけとなった。

大西氏の紹介でこの活動の中心となっている日系二世のサリー・ストウ氏に連絡をとった⁽³⁾。戦前、彼女の家族はシアトル（ワシントン州）で暮らしていたが、強制収容所（彼女は prison camps と書いている）から直接ミネソタにやってきた。戦時中にフォート・スネイリング基地で訓練を

受けた兄から、とてもフレンドリーな土地柄だと聞いていたが、彼女の印象は全く違った。子どもの頃から日常的に差別に直面した。アメリカ生まれだと伝えても彼女がアメリカ人だという事実は受け入れられなかった。匿名の手紙で「近所にジャップはいらない」「どこかへ行け」と脅された。住居や仕事をみつけるのにも苦労した。1958年頃の話である。

TC-JACLとアメリカ・イスラム関係協議会（Council on America-Islamic Relations: CAIR）が連携することになったのは、2017年に大統領行政命令9066署名75周年記念行事が開催された時で、かつての日系人の経験と9.11（同時多発テロ）後にムスリム系社会に起きていることの類似性が明らかにされた。共同宣言が採択され、差別や不公正に対して互いに支援することを誓った。以来、彼女は友人のイスラム教徒と共にパネル・ディスカッションに参加し、仲間はトランプ大統領のイスラム禁止令や移民の子供たちが両親と引き裂かれて南部の国境近くに収監されたことに対する抗議行進に参加した。「このような目に見える人種主義は今もこの国の巨大な問題である」と彼女は書いている。

彼女は近隣のセント・クラウドで開かれたパネル・ディスカッションの様子を次のように書いている。ミネアポリスの北西64マイルにある人口67,000人の小都市で、ミネソタ最大のイスラム人口を抱えている⁽⁴⁾。

この町には大勢のソマリア出身のムスリムが住んでおり、七面鳥の加工場があり高い賃金で雇われている。だがこの町の人々は彼らに敵対的である。私は聴衆に彼らがソマリア系をかつての日系人と同じように扱っていることを理解してもらいたかった。我々が敵と同じ外見を持っていたから人々は我々を敵だと思い、ソマリア系がテロリストに似ているからテロリストに違いないと考えている。討論の後で聴衆の何人かが傍に来て家族の経験について謝罪してくれた。彼らが今同じことをソマリア系にしているのだと話したが、彼らの答えは「いや、ソマリア人はテロリストでこの町にテロリストは要らない」というものだった。

2016年、この町のショッピングモールでソマリア系の若者が10名を殺傷し警官に射殺されるという事件が起きた。イスラム国（ISIS）系の通信社が直ちに彼をISの戦士だとする声明を出した。警察当局はその関係性を否定しているが事件の背景は明らかになっていない。数年前からムスリム社会と他の住民との関係が悪化しておりモスクへの破壊行為なども起きていた。2014年以來9名のソマリア系アメリカ人が武装勢力に入隊するためシリアへの渡航を画策していたとして逮捕され、コミュニティ全体をテロリストと見なす空気が生まれていた⁽⁵⁾。トランプ大統領がソマリアを含むイスラム多数国出身者を入国制限の対象としたこともこのイメージを裏打ちすることになった。

近年、日系社会の中核を占める三世を中心に他のマイノリティに対する支援活動が拡がりを見せている⁽⁶⁾。その動きには単なる弱者の支援を超えた切実さを感じられる。リドレスを経て「リハビリ、癒し」の時期を過ごしてきた日系社会が、9.11後の米国の不法入国者やムスリム、難民に対する厳しい政策や激しい社会の反外国人感情に接し、再びリドレスの歴史的・現代的意味の見直しを迫られているのではないだろうか。

リドレスとは何だったのか。21世紀の米国の移民政策とどのように関連し、何が問題となっているのか。日系社会はこれをどのように捉え、どのように闘おうとしているか。そしてリドレスを経たアメリカ社会はどのような方向に向かおうとしているのか。40数年にわたりこの問題を見続けてきた立場から整理しておきたい。

I 三世にとってのリドレス

日系社会はかつて強制立退き・収容という米国の歴史上類をみない人種差別的政策の対象となったが、1960年代以降の闘いを経て1988年の市民的自由法の成立とこれを根拠とする補償を勝ち取った（50 U.S.C. app. §1989b-4 (a) (1)）。この際に使われた「リドレス redress」という言葉は単なる金銭的賠償 compensation でなく「不正行為・不平等処置を是正す

る」、「不利益・損害を取り返す」、「不当に扱われた人々を救済する」という広い意味をもち、実際に1.2億ドル（一人当たり2万ドル）の賠償だけでなく、大統領・連邦議会から個人への公式の謝罪、人種差別を正す社会教育キャンペーン（教科書への記載、国立アメリカ史博物館での展示や研究基金の設置）等、徹底したもののようには思われた。

このニュースを聞いた時の高揚感を筆者は今も鮮やかに覚えている。「さすが民主主義の国」だと思った。一般の日系社会では、公民権運動やベトナム反戦運動の中で生まれた反差別意識、良好であった日米関係、そして何よりも戦時中の日系部隊が示した米国に対する忠誠と、戦後の再定住に向けた日系人の不断の努力が評価されたものと捉えられた。ハワイやカリフォルニア選出の日系議員のロビー活動の影響も大きかった⁽⁷⁾。

だが、ある種の不安がぬぐえなかった。当時はまだ新しかった批判的人種論（Critical Race Theory）という理論的枠組みに立つ研究者の論考がヒリヒリと刺激的に思えた。マツダ〔1987〕はアメリカ社会で差別を受ける側の非白人研究者が社会の底辺で生きる人々の声に耳を傾ける批判的人種論の積極的な意味を説く（324-325頁）。「法的な理想は操作可能」であり、「法は現実の富と権力の偏在を正当化する」（327頁）とする議論はその後の筆者の理論的な支柱となった。日系人の「リドレス」の社会的意味と価値に関する議論についてはヤマモトが節目毎の論考で丁寧に整理している〔1992, 1998, 2019〕。リドレスは日系社会ばかりでなく米国社会全体に利益をもたらした。即ち、憲法が機能し政府は人種主義という過去の過ちを自ら修正する力を持つことを内外に示すことでアメリカ人の意識を変え、同時に人権意識が高まる国際社会にアピールすることができたとする積極的評価がある。多方でこの見方は幻想に過ぎず、リドレスも補償も最終的にはマイノリティの自由を抑圧する既存の権力構造と社会の意識を恒久化する側面があることを指摘する（ヤマモト、1992, 224頁）。

保守派で知られる最高裁判所首席判事ウィリアム・レンキスト（1924-

2005) が著書の *All the Laws But One: Civil Liberties in Wartime* [1998] で強制収容政策を擁護すると思われる見解を述べたのはこの頃である。

将来の戦時の大統領がリンカーンやウイルソン、ローズベルトとは異なる行動をとり、将来の最高裁判所の判事が前任者と異なる判決を下すと考える理由はない。仮にそうだとした場合、殆ど正当化されない戦時の公民権の侵害に反対する歴史的な流れは間違いなく今後も続いていく。平時と同様に戦時にも公民権が優位な位置を占めることは望ましくなくありそうにないが、政府が公民権侵害の根拠として主張する必要性に裁判所がより注意深くあることは望ましいし、あり得ることである。戦時に法は沈黙するのではなく、幾分異なる声で話すのである。[224-225頁]

日系人のリドレスは戦後だからこそ認められた。戦後の方がより市民的自由に好意的な判断になるものである。だが、将来、同じ状況になれば同じことが起き、最高裁判所も同じ判断をすることになるという「リドレス」への期待に水をさす議論であった。

II 「コレマツ」再審

かつての日系人の経験が現在に影を落とすに至る分水嶺となった事件がある。戦時中に強制立退き・収容政策の違憲性を問うたコレマツ訴訟⁽⁸⁾である。連邦最高裁判所がこの政策の合憲性を認め、大統領行政命令9066号に基づく軍令違反取締に関する公法503号違反で有罪判決が下された。1944年12月に最高裁判所も上告を棄却している。

時の大統領と議会の戦争権限に配慮した判断とされ、同時期の2件、ヒラバヤシ、ヤスイの禁足令違反の判決(1943年)とは異なり、戦時の国家安全保障と市民的自由の侵害という、より本質的な問題を問うたコレマツ判決(Korematsu v. United States, 323 U.S. 214)の申し渡しは1944年12月まで待たねばならなかった。この判決の反対意見でジャクソン判事は、

軍の命令は戦争が終われば止むが、司法が差別的な命令を合法であると判断すると、その原則は「充填された武器」のように残り、未来の権力がもっともらしい緊急の必要性を主張することで利用される危険性があるとの懸念を示している。

1983年にこの判決は不思議な展開を見せる。コーラム・ノビス (*the writ of coram nobis* : 自己誤審令状) を理由とした再審への道が開かれたのである。政府側の明白な不正行為を示す新たな証拠が見つかった場合に認められる極めて珍しい事例である。「明白な証拠」となったのは、1942年当時に強制収容を正当化する軍事的必要性が存在していなかったこと、政策立案者らはその事実を知りながら最高裁判所に対しこの事実を秘匿しただけでなく、立退きの根拠となった西部管区司令官の最終報告書を回収し、人種主義的な部分の切り取り、内容の改竄まで行っていたという事実を示す資料であった⁽⁹⁾。1983年11月19日、オリジナルの判決から40年目に第九巡回裁判所がコレマツと全ての被収容者に対し「明白な不公正」が行われたことを認め、有罪判決は取り消された (*Korematsu v. U.S.*, 584 F. Supp. 1406, 16 Fed R. Evid. Serv. 1231 [N.D. Cal. Apr. 19, 1984])。

だが、再審裁判は地方裁判所で結審したために強制立退き・収容政策の違憲性が問われることはなかった。「もしも、この再審を地方裁判所ではなく連邦最高裁判所に持ち込んでいたら……」昨年6月に再審裁判に係ったロレーヌ・バンナイ氏の口からこんな言葉がこぼれ出た⁽¹⁰⁾。もし連邦最高裁で勝訴していれば違憲性を明らかにできたかも知れない。だが、当時の連邦最高裁は保守派の判事で占められており無罪を勝ち取ることさえできないのではないかと懸念されたという。その結果、「コレマツ」は悪法であると批判されながらも引き続き国家的な危機に際して国家安全保障を名目としてなされるマイノリティの市民的自由の侵害を擁護する判例として用いられ続けてきた⁽¹¹⁾。その際に再審の結果が示されることもない。まさに「充填された武器」としての役割を果たすことになったのである。

Ⅲ トランプの入国禁止令と「コレマツ」

「コレマツ」に更なる展開がもたらされたのは2018年6月26日、連邦最高裁判所がトランプ大統領の入国禁止令を国家安全保障上の正当な措置として支持し、合衆国憲法や移民国籍法に違反しないという判断を下した時である⁽¹²⁾。9名の判事のうち保守派の5名が賛成、リベラル派の4名が反対するという僅差の評決であった。首席判事ロバーツがこの事例と「コレマツ」との類似性を強く否定し、入国禁止令を支持しつつ、「コレマツ」判決を違憲だと認めたことが注目された。

トランプ大統領は就任以来、性急とも思われる勢いで選挙公約を政策に採り入れてきた。移民政策に関しても司法省、国土安全省と共に政治面でも人事面でも制限主義的なヴィジョンを強く打ち出し、「移民国籍法⁽¹³⁾」を最大限に活用し、望まじからざる移民を減らすことに努めてきた〔Rodriguez〕。

彼の最初の仕事のひとつが、大統領行政命令13769（2017年1月27日）であった。特定のイスラム多数国出身の全ての移民（合法的永住者を含む）や訪問者の入国を差し止めるもので、空港で大混乱が続き、全米で大きな反対運動が起きた。ハワイなどいくつかの州の地方裁判所は、入国禁止令は大統領権限を超えているとして予備的差止命令を出した。これが第九巡回裁判所控訴院により認められ、直ちに行政命令が差止められた。

控訴院での異議を踏まえて政府は関係国の安全保障体制を見直す第二の行政命令13780（Travel Ban 2.0）を発令した。2017年9月、世界的な調査を終え、大統領布告9645（Travel Ban 3.0）が発令された。この命令では先の調査結果が報告され、8カ国（内6カ国はイスラム多数国）の国民を無期限の入国禁止とした。これらの国々の国民に関する情報共有システムが米国の国家安全保障の基準に合わないというのが理由であった。連邦最高裁判所の判断は地方裁判所の流れを押し戻すものだった。直後からこれが大統領の意志を忖度するものだという批判が拡がり、「コレマツ」

をめぐる議論も再燃した。

連邦最高裁の多数意見に対しソトマイヤー判事は明確な反対意見を述べている。即ち、米国は建国以来宗教の自由を国是とし憲法修正第1条で認められている。入国禁止令は見かけこそ国家安全保障問題の形をとっているが、大統領は当初からムスリムの入国を完全に止めると公約しており、宗教的マイノリティに対する差別であることは明らかだと論じた⁽¹⁴⁾。ソトマイヤーはオバマ大統領により指名された初のヒスパニック系女性最高裁判事である。彼女は「本日の決定は本件とコレマツの理由づけの間の厳しいパラレルな関係を考えてとますます悩ましいものになる」とし、次のようにまとめている。

「コレマツ」後、我々の国は薄汚れた過去の遺産を捨てるために多くのことを行ってきた。例えば1988年市民自由法（50 U. S. C. App. §4211 et seq.）、1971年非拘禁法（18 U. S. C. §4001 (a)）等がそれである。本日、裁判所は「その判断が下された時、大きな間違いを犯した」として「コレマツ」判決を覆す重要な一步を踏み出した。過去の恥ずべき先例を公式に否認したことは賞賛に値し、待ちわびたものであった。だが、そのことで本日の多数意見が許容できるわけでも正しいものになるわけでもない。表向きは国内の国家安全保障を口実にしているが、社会で嫌われているグループに対する敵意に動機づけられた差別的な政策に制裁を下すべきところを、誤った方向に向けさせる政府の議論に盲目的に従い、「コレマツ」の根底にある危険なロジックを用いてひとつの「大きく間違った」判断を「別の間違い」と入れ替えたに過ぎない。我々の憲法が司法に求めるもの、我々の国家にふさわしいのは、立法・行政機関が我々の最も聖なる法的付託行為に反する動きを行った時にこれを知らせることである。本日の裁判所の判断はこの点で敗北である。

「攻撃」の対象は民族的マイノリティから宗教的マイノリティに取り替えられたが、「充填された武器」は次の時代に引き継がれることになった。

IV 9.11 後の移民政策——「コレマツ」の影

筆者が永く関わってきたのは日米戦争中に米国に不忠誠と見なされた二世の米国市民権放棄と戦後の強制送還政策である。2000年の渡米の折に発掘した行政文書により、1940年前後から司法省内で市民の外国人化（ドイツ系帰化市民の帰化取消と日系市民の市民権放棄）を含む国家安全保障プログラムが企図されていたこと、成立当初は日系人のみを対象とするはずだった1944年市民権放棄法がコード化されて現行の移民帰化法に生きていることが明らかになった。1940年代初頭に特定の時代（日米戦争中）・特定のマイノリティ・グループ（日系人）に限定されない、長期的な展望に立ち、外国人ばかりでなく市民を含むプログラムが策定されていたとする議論は、拙著『境界線上の市民権』（御茶ノ水書房、2008年）で展開した。

当時米国の日系人の市民権「放棄」・「本国送還」に関する先行研究はD・E・コリンズの『米国生まれの外国人 (*Native American Aliens*)』（1985）、J・クリストゴアの『敵：第2次大戦中の敵国人抑留 (*Enemies: World War II Enemy Internment*)』（1985）など数点を見るばかりでいずれも単なる事例研究に留まり、その歴史的・現代的意義を問うには至っていなかった。拙書の執筆中、米国生まれのタリバン兵士の市民権放棄と母国への送還という事件 (*Hamdi v. Rumsfeld*, 542 U.S. 507 [2004]) が起き、補足的に拙稿「市民権を放棄させる論理」（『移民研究年報』第12号、2006年）を発表した。日系人の市民権「放棄」との関連性を論じる他の文献が現われ始めるまでには数年間待たねばならなかった。

2017年にNHKの「コレマツ」に関する番組⁽¹⁵⁾制作に係り、2019年6月のアメリカ学会総会で「コレマツ」に関する部会⁽¹⁶⁾を企画する過程で、「市民権放棄－国外退去」の局面ばかりでなく、その前段階の「立退き－強制収容－忠誠登録」という、従来は陸軍の政策と見なされていた局面でも司法省関係者が大きな役割を果たしていたこと、強制立退き・収容

から忠誠登録・隔離、市民権「放棄」から日本への「送還」という、日米戦争中の日系人に対する一連の政策のいずれも違憲性が問われておらず、「充填された武器」として残されていた事実を確認した。

この時期に構築された国内安全保障政策はどこまで9.11後のアメリカ社会で生きているのか。①開戦直後の一部の「危険人物」の逮捕・拘留と「強制収容」、②国家安全保障の組織的・法的枠組の構築／整備、③集団立退きと収容／抑留、④市民権放棄と国外退去の4つに分けて「充填された武器」の内容を確認しておきたい。

A. 「危険人物」の逮捕・拘留

2001年9月11日の同時多発テロ直後、ブッシュ政権はテロとの関係を疑われるアラブ・イスラム系住民の逮捕・拘留を行った。以後の事態の進展について2006年6月16日付『ロサンゼルス・タイムズ』にコールが「マンザナール再来？」と題する記事を寄せている。[Cole]

9.11後の7週間で約1,000名、2年間で更に5,000名のアラブ・イスラム系住民が拘束されたが、2006年の時点でテロリストとして有罪判決を受けた者はいない。拘束された人々の多くはビザ関係（オーバーステイ、ビザ無し就労）などを理由としたものであるが、数ヶ月間拘束されて取り調べを受けた。「トルクマン対アシュクロフト」⁽¹⁷⁾判決で地方裁判所の裁判官は人種や宗教を理由に拘束することは不合理でも暴挙でもないとして原告の訴えを棄却した。「9.11のハイジャッカーは結局イスラム原理主義グループのアルカイダに属するアラブ系の外国人だったのだから」というのがその理由であった。

コールの記事は次のようにまとめられる。

この日まで私は「コレマツ」でジャクソン判事が残した「充填された武器」という言葉が間違いだったことは歴史が証明するだろうと思っていた。だが、トルクマン判決は充填された武器を押入れから

取り出し、埃を払って、人種偏見や恐れに勝手に人権の最も基本的なもの、即ち、法の下での平等と自由を蹂躪しても良いという露骨な許可を連邦政府に与えたのだ。

真珠湾攻撃直後、連邦捜査局（FBI）は日本人1,291名、ドイツ人857名、イタリア人147名を逮捕・拘留したと発表した。1942年2月16日までにこの数は日本人2,192名、ドイツ人1,393名、イタリア人264名に増えている。戦時民間人抑留委員会（Commission Wartime Relocation and Internment of Civilians: CWRIC）報告書などで紹介されている数値はここまでだが、筆者が発掘した文書によれば第二次大戦中に米国内に居住していた敵性外国人の中の逮捕者は日本人6,011名、ドイツ人6,157名、イタリア人1,270名、その他142名である（村川2006, 134-135）。人口総数で31万7,760名のドイツ人、4万7,305名の日本人からほぼ同じ人数が逮捕されたことになるが、この場合も最終的に日本人・日系人の中で有罪判決を受けたのは禁足令、強制立退令に違反した3名のみでスパイ・サボタージュで有罪判決を受けた者はいない。

9.11テロとの関連を疑われる人々の逮捕と長期拘留は、外国人に限定され、戦前から準備された個人に関する情報収集に基づいて行われたとされた真珠湾後の日本人一世の逮捕・拘留や、市民を含む一エスニックグループ全体を対象とした強制立退き・収容政策とは明らかに異なるものである。詳細は知られていないが、この場合も結果的にテロリストとして有罪判決を受けた者はおらず、中には直接テロに関りのない東南アジア出身者や一部市民も含まれていたと報じられている。

B. 国家安全保障の組織的・法的枠組の整備

1940年前後は米国移民官僚制が成立する時期である。1940年5月22日の大統領行政命令により移民帰化局が「基本的に保護政策を目的とする労働省から基本的に処罰を目的とする司法省に移管（Daniels, 5頁）」された。開戦の数年前から海軍、陸軍、国務省などの情報機関で来るべき開

戦に備え、各々国内の危険人物特定のための情報収集を行っていた。1939年9月、FBI、陸軍参謀本部情報部門、海軍情報部の合同委員会が設立され、1940年にFBIがその中心に据えられた。FBIに初めて防諜活動の権限が認められ、同時に国内の国家安全保障に関する他の政府機関の情報も集中させられることになる。司法省内に敵性外国人統制課が設けられ、開戦時に逮捕するドイツ人、日本人のリストの作成が進められた〔前掲 村川、n1-103、329頁〕。

法の整備も急ピッチで進められる。1940年6月28日、外国人登録法が連邦議会を通過し、国内の全ての外国人に毎年一度の登録を義務付けると共に政府に対し批判的な言辞を弄する者を処罰する条項が織り込まれた。1798年成立の外国人・反政府活動取締法以来の「平時における治安維持法」とされる。その後、1941年の真珠湾攻撃までに外国人対策や国家安全保障のための重要な法律の立法化は行われていないが、先述の通り、「潜在的に危険な」外国人／市民の排除・管理に向けた体制作りは進められている。そして真珠湾直後、ローズベルト大統領は敵性外国人法⁽¹⁸⁾に基づき、政府に敵性外国人の拘留、資産凍結する権限を認める行政命令2525号に署名する。

ここで9.11後の米国政府のテロ対策の動きも見ておこう。9.11直後にブッシュ政権は「テロとの闘い」を開始した。議会は政府の国家安全保障の権限を大幅に拡大する愛国者法を通過させ、2001年10月26日に大統領の署名により発効した⁽¹⁹⁾。この後も議会は広汎な対テロ対策法を次々に成立させていく。

2003年3月1日には新たに国土安全保障省が設立された。冷戦に備えトルーマン大統領が国家軍政省（1949年に国防総省に改名）を設置した1947年以来の連邦政府組織の大改革であり、17万人が他の省庁から移動した。移民帰化局が司法省から国土安全保障省に移管され、その機能は市民権・移民局（Bureau of Citizenship and Immigration Services）、移民・関税執行局、税関・国境警備局の3部局に分散された。司法省時代には移民・帰化行政に限定されていた対象と権限が「移民+市民」に拡大・強

化された。長官には閣僚級のトム・リッジが配置され、省内にはFBIやCIAと並ぶ情報システムも置かれ、ホワイトハウスとより近い関係をもっていると言われている。

国土安全保障省では移民登録と追跡プログラムが進められる。ホワイトハウスは司法省が「敵性外国人」と見なすシビリアンを対象とする軍事法廷⁽²⁰⁾を設置し、従来の刑事訴訟・民事訴訟の範囲外の機能を果たすこととなった。被告は司法審査を受ける権利を認められない。また、司法省はFBIに数千人の容疑者の調査と逮捕拘留の権限を認められた。その他の政府機関でも空港・公共交通機関の安全確保の方法を向上させ、電子監視を拡大し、テロ関連ネットワークの調査を強化する方策を進めていった。この際、これら安全保障のための措置の多くが人種プロファイリング——人種・宗教的マイノリティのスケープゴート化につながり、それが一般社会のアラブ・イスラム系に対する恐怖心を煽ることもつながった。

C. 市民の外国人化＝帰化取消・市民権剥奪と国外退去

国内の国家安全保障に危険であると思われる市民をアメリカ社会から排除するには市民権を離脱⁽²¹⁾させなければならない。米国では個人の意志による市民権放棄は早くから認められていたが、国側からの市民権剥奪は独裁国家や全体主義政権下のことだと考えられてきた。南アフリカのアパルトヘイト、第二次大戦中のナチス政権、ロシアのスターリン政権などが思い浮かぶが、実はアメリカを始め民主国家とされる国でも市民権「剥奪」は早くから法制度の中に織り込まれていた。

米国では1907年の国籍離脱法が離脱の条件を規定した最初の立法である。外国人がアメリカ人女性との結婚により市民権を得ることを恐れ、外国人との結婚を「自発的国籍離脱」の条件とした。1933年、F・D・ローズベルト大統領により移民委員会が指名され、米国国籍法を見直し・改訂の上でひとつの総括的国籍法に体系化することが求められた。その結果生まれたのが1940年国籍法である。この法では市民権離脱の規

定が大幅に拡大されており、初めて他国の国籍取得を前提としない国内における市民権剥奪／放棄を認めた〔Herzog, 94頁〕。帰化市民も米国生まれの市民も、外国で従軍することや一定の条件下で公職に就くこと、投票すること、国家反逆罪などで市民権を剥奪されることとなった。

1940年初頭には既に虚偽の帰化申請を理由に裁判所が帰化を取り消す方法が確立されていた。議会が帰化・帰化取消の手続きを定め、市民権関連の政策を司法省に移管された移民帰化局に委ねた。ウェイル〔2013〕は20世紀初頭のアメリカで連邦政府が「望ましくない」市民を排除しつつ「国民」を規定していく過程を丹念に跡づけている。彼も筆者と同じ時期に司法省のドイツ系の帰化に関する文書を手し、数百名のプント活動に従事したドイツ系帰化市民の帰化取消に向けた政策立案の過程を明らかにしている。

生得の市民権については帰化よりも奪うことが難しいと考えられていた〔前掲 村川、176-179頁〕。問題の1944年市民権放棄法についてハーツォグは「法用語ばかりを追っていることで研究者が法の元の意味や重要性和市民権放棄の根拠と理由には違いがあることを見過ごすことになる良い例である(94頁)」としている。「1944年6月1日成立の法(HR4103)は戦時中の国内における市民権放棄の制限をはずしている。形式的には官僚による補正の形をとっているため、法学者でもその存在を無視する者、その重要性を過小評価する者もいる。だがこの改正をめぐる議論を精査するとアメリカ史の最も暗い時代のひとつが見えてくる。」〔同上、95頁〕この法により5,589名の日系二世が市民権を「放棄」するが、永年の社会的差別の後に罪なく強制収容所に入れられた人々の判断を自発的だとは考えられないという立場に立つ。この法に「日系二世」が言及されていないのは、アメリカ政府が連邦最高裁に邪魔されることなく、できるだけ多くの日系のアメリカ市民を外国人化し強制退去させるという特別な目的を曖昧にするためだと推察している。

その後の市民権離脱法の変転を簡単に追っておこう。まずマッカーシズムの時代に1952年国籍法が成立する。日系人の歴史の中ではそれまで

帰化不能とされていた一世に米国への帰化が認められたとして評価されているが、この法律には「人種を基にした包括的な排除は終わらせているが、代わりに出自と人種カテゴリーに基づく厳格な国別割当制度に入れ替えた」〔同上、96頁〕側面もあり、市民権剥奪の要件として忠誠宣言を求める外国政府に雇用されること、破壊活動や共産主義活動を行った移民や帰化市民を含むなど移民管理を強化している。更にその2年後の1954年の市民権離脱法はスミス法（1940）違反をその条件に挙げ、共産党の支持者の市民権剥奪を定めている。1952年国籍離脱法が移民／帰化市民に限定されていたのに対し、1954年の法はアメリカ生まれの市民にも適用されることとなった〔同上、96-97頁〕。

これ以降、市民権離脱／放棄に関する法律改正は行われていない。この間に連邦最高裁判所は市民権離脱の多くの要件に対し違憲の判断を下し、連邦議会がこれらを廃止している（徴兵忌避〔1976〕、脱走〔1978〕、外国での投票〔1978〕、1952年に追加された国家転覆の原則〔1982〕や海外での居住〔1984〕など）。20世紀後半の連邦最高裁や議会の動きをハーツォグは最高裁の判事たちが刑罰として市民権を剥奪することの違憲性を問い始めたためだとしている。1967年、「アフロイム v. ラスク (Afroyim v. Rusk: 387 U.S. 253 [1967])」判決に関し議会には人々の市民権を奪う権限はないという判断が下される。「この国では主権は国民にある。全ての国民が自ら放棄するのでなければこの自由な国の市民で居続けることができる〔同上、98頁〕。」

だが、その後も市民権喪失につながる5つの項目は生きている。いずれも元は重罪に対する罰則として定められたものである。第一項・第二項（外国に帰化・忠誠宣誓）は1907年に制定されたもので二重国籍・二重忠誠を防ぐものとされているがこの項目により「米国市民権を失うことを望んでいない者の非市民化を規定している。」第三項・第四項（外国での従軍・公職）は第二次大戦中に規定されたもので「その中には明らかに罰則の意味が含まれている」。第六項は1944年の日系アメリカ人を対象とした法であり、第七項（国家反逆罪）は冷戦期の1954年に制定されたも

ので、共産主義者とそのシンパの訴追に言及している。〔同上、99頁〕多くの条項が廃止され、日系人だけを対象としたと考えられた法の条文の中に日系人のみを対象とするという言及はない。その意味を知るようになるのが9.11後のことになる。

時は流れて2001年11月、米国のアフガニスタン侵攻で捕獲された数百人のタリバン兵の中にエイサー・ハムディが含まれていた。マスコミは彼を「偶然の」あるいは「二級アメリカ人タリバン」、ブッシュ政権は「不法敵性戦闘員」と呼び、罪状を明らかにされることなく3年間拘留された。当初はキューバのガンタナモの米国の海軍基地、後にバージニアとサウスカロライナの陸軍刑務所に移され、その時点で彼がアメリカ市民であることが判明した。政府は裁判をせずにハムディを無期限で拘留しようとしたが、2004年6月、連邦最高裁はこれを却下した。2004年9月23日、司法省は米国籍の放棄を条件にハムディをサウジアラビアに送還した。1944年の日系人の集団市民権放棄以来60年ぶりの事例であった〔村川、2006年〕。

近年の帰化、市民権放棄／剥奪に関する政策の影響なのか市民権放棄／剥奪に関する研究も急速に増えている。フロスト（2019）によれば、1967年に連邦最高裁が虚偽申請以外を理由とする帰化取消を違憲であると判断し、政府の攻撃的な帰化取消政策を放棄させており、以後、帰化取消しの人数は毎年10名前後に過ぎなかったが、2018年、トランプ政権はこれを復活させる。70万人の帰化市民が捜査の対象となり国家安全保障省に調査と帰化事案の執行に当たる数十名の弁護士とスタッフを雇い入れた。「執行による損耗 attrition through enforcement」として知られる政策が採られ、移民を諦めて帰国すること、不法入国者に出国することを勧めている。これが今や合法の法的地位をもつ者にも適用されようとしているという（Frost, 241）。

他方、生得の市民権への攻撃は周期的に現われ、大統領選挙の度に争点のひとつとなってきた。米国憲法修正第14条により不法入国者の米国生まれの子ども、「アンカー・ベビー」の市民権付与に対する攻撃の声が

あがり、トランプは公約で「不法入国者を引き付ける最大の磁石になっている」⁽²²⁾と主張し、この問題を終わらせると宣言した。目下のところ司法がこの事案に慎重であるという論考が多いが、まさかと思うことが次々に起きてしまうのがトランプ政権下のアメリカである。決して奪われないと言われてきた米国の生得の市民権も今は不安定で先の読めない「不測の市民権」となっている。万一この事案が実現すれば、多くの人間が国籍や住む場を失うことになる。

D. 国外退去

20世紀中葉の、ドイツ系帰化市民の帰化取消に関しては、連邦最高裁の違憲判決も出され、一旦帰化が取り消された者も大部分が裁判を通して市民権を取り戻している。日系二世の場合も1944年市民権放棄法を根拠に5,500名が米国民権を「放棄」し、2,000名余が家族と共に戦後の日本に「送還」されているが、日本被「送還」者を含め市民権放棄者の大多数が集団訴訟や個人訴訟、行政手続きを通して米国民権を回復している。日本に残留した者もリドレスの対象となった。一体、市民権放棄者の何名がどの時点でどのような形で市民権を回復したのか、日本被送還者の内の何名がどの時期にどのような形で米国に戻り、最終的に何名が日本に残ったのかは未だ明らかになっていない。

当初、司法省内部では300名程度の収容所内で親日運動を繰り返していた二世の放棄しか想定していなかった。実際にはこれを遥かに超える放棄者を出し、全員の「本国送還」も途中で断念されたように見える。戦後になると米国残留を希望する者も多く、市民権回復の集団訴訟で強制立退き・収容政策の合憲性が問われる事態となった。無国籍者の問題は他国でも問題となっていた。唯、その後の米政府の本件に対する乱暴とも思われる処理から、筆者はこの政策が日系二世を排除目的としたのではなく、生得の市民権の自主的放棄というシステム作りにあったのではないかという仮説を立てた。

では、第二次大戦前後に整備された国外退去政策は現代の政策にどの

ような影響を与えているのだろうか。

連邦政府の国外退去政策が本格化するのは1970年代以降で、特に急増するのが1997年である。前年に成立した2つの法、反テロリズム・効果的死刑法（AEDPA）及び不法移民制度改革及び移民責任法（IIRIRA）が直接の原因となった。いずれも1995年のオクラホマシティの連邦政府ビル爆破事件と1993年の世界貿易センタービル爆破事を受けたもので、犯罪に関する恐怖が人種化されて社会に蔓延した時代であった。

9.11テロは更に国外退去者数を急増させる。意外にも、その中で特に注目されているのがオバマ政権下（2009-17）の強制退去で、最初の5年間で200万人が国外退去処分になっている。この数は1997年以前の被送還者の総数を超え、それ以前のどの大統領の時代よりもはるかに大きい（Golash-Boza, 485頁）。現在のトランプ政権は移民に対する厳しい政策で知られているが、2017年度の被送還者数は約29万5,000名であり、2006年以来最低となっている。

近年の「刑務所産業」と揶揄される集団強制収容（mass incarceration）と集団強制退去（mass deportation）は黒人とラティノの男性を主たる対象としている。黒人を危険視するステレオタイプは古くから知られているが、ゴラシュ・ボザ〔2016〕のように、ラティノの男性に対するこの一連の政策を国家の抑圧とし、9.11後に移民の男を危険な犯罪者／テロリストだとするステレオタイプが政治的に構築されていったと捉える論考が急速に増えている〔492頁〕。かつては貧困と公的負担になることだけが問題視されていたラティノが、ジョンソン大統領の「貧困との闘い」からニクソン・レーガン政権下の「犯罪との闘い」、「ドラッグとの闘い」、ブッシュ政権以降の「テロとの闘い」を通してスケープゴート化され、排除されていく過程に関する議論は説得的である。

収容を意味する“incarceration”という用語は日系人の歴史を扱う人間には見慣れたものである。だが、現在の強制収容－強制退去という一連の政策をかつての日系人の経験と重ねる議論は未だ見られない。日系人の強制収容はアメリカ社会で広く知られているが、その過程で行われた

集団市民権放棄、集団強制退去については殆ど知られていないためである。この点についても稿を改めて論じたい。

まとめにかえて

本稿では日米戦争中の日系アメリカ人政策を現代の米国の移民政策とのパラレルな関係を考察した。2000年にみつけた行政文書により1940年代初めに企図された市民を含む国家安全保障のプログラムの実態が見えてきたことは、強制収容政策を陸軍の政策だと信じていた筆者にとって大きな衝撃であった。国内の治安を守ることは国家の義務であり、その任を負った官僚たちがプログラムの瑕疵を埋めていこうとすること自体、時に行き過ぎることはあるのだが、理解可能なものであった。だが、一旦構築されたシステムは一人歩きを始める。リドレスが実現しても、「コレマツ」の違憲性が認められても、法律の中に織り込まれたシステムは形を変えて生きていく。「リドレス」に期待された差別の解消、マイノリティの市民的自由の保証はやはり幻想なのだろうか。「法は現実の富と権力の偏在を正当化する」というマリ・マツダの言葉が重く感じられる

本稿では触れなかったが、移民のスケープゴート化が止められない最大の問題は第二次大戦の頃に初めて採り入れられた予防拘禁という考え方にある。2002年の映画『マイノリティ・レポート』（監督：ステイブン・スピルバーグ）が示したように、犯罪が起きる前に逮捕された「犯人」に無実を立証することは難しい。犯人であると名指しされた者（社会的弱者であるマイノリティ）に社会は不信の目を向け、レイシャル・プロファイリングが当然視される。ヘイトクライムなどの暴力の応酬やテロが更なる暴力を生み出す。社会の安全保障のためとはいえ、互いに疑い、監視しあう社会は耐え難く息苦しい。またカンストローム〔2007〕が指摘するように、国外退去は「唯の移民政策のツールではなく、社会を自由に管理する強力なツールである（205頁）」。この事態はアメリカだけのものではない。冒頭のニーメラーの詩に突き動かされているように見える三

世の友人たちの思いは筆者にとっても他人ごとではない。

〔付記〕 本稿の英文資料は全て筆者が翻訳したものである。

(注)

- (1) ドイツのキリスト教福音主義派神学者、反ナチ運動家。ナチスの弾圧とそれに対する抵抗運動を描いた詩『彼らが最初に共産主義者を攻撃したとき』の作者。この詩はワシントンDCのホロコースト記念館入口に掲げられている。(注6)のサツキ・イナのドキュメンタリービデオのタイトルにも使われており、集会で代わるがわる読み上げる人々の姿が印象的である。
- (2) 本稿は2019年度敬愛大学プロジェクト研究による助成を受けた調査報告の一部である。
- (3) 2019年9月9日付のストウ氏から筆者宛てのメールよりまとめ、一部抽出した。
- (4) ミネソタは予てから難民の受入れに前向きなリベラルな州として知られており、労働力は大きく移民に頼っている。ベトナム戦争後のモン族について、ボスニア危機に際しても難民を受け入れている。難民の再定住を目的とするNPOやNGOなどインフラの整備も整っている。
- (5) “Stabbing suspect had gone to mall to buy an iPhone, source says” (September 20, 2016), <https://edition.cnn.com/2016/09/19/us/minnesota-mall-stabbing/>
- (6) 筆者の知人の活動の事例を2つ紹介しておきたい。まずはサンフランシスコ在住の臨床心理士サツキ・イナ（カリフォルニア州立大学名誉教授）の活動である。ツールレーキ隔離収容所（カリフォルニア）で生まれた三世で、収容所経験のトラウマに苦しむ人々のグループカウンセリングにあたっている。彼女の家族の体験は*From Cocoon of Silk* (2005年)、グループカウンセリングについては*Children of Camps* (1999年)、現在のムスリムや中南米からの不法入国者支援活動については*And Then They Came for Us* (2018)に記録されている。2019年3月にテキサス州デリー収容所（2,400名の不法移民の母子の抑留のため2014年に開設）に抗議するための団体Tsuru for Solidarityを組織している。

もう一人はシアトル在住の弁護士ロレーヌ・バンナイである。戦後生まれの三世で父母の収容所体験を知らずに育つが、1960年代の公民権運動・ベトナム反戦運動、アジア系アメリカ人研究との出会いを通して連邦最高裁のコレマツ判決を学びショックを受ける。コレマツ再審を支援するグループの一員としてCWRCに報告書を提出すると共に自身もサンフランシスコの「リドレス」に向けたヒアリングで証言を行った。現在、シアトル大学法学部教授で同大フレッド・コレマツ・センター（Fred Korematsu Center for Law and Equality）所長として教育・研究・社会の啓蒙活動に従事する。2012年には上院司法委員会で国防権限法の無期限拘留に関する規定反対の証言を行うなどの活動を続けている。

- (7) ノーマン・ミネタ（1931-）は米国の政治家。元アメリカ陸軍将校。1971年、日系人として初めてサンノゼ市長に当選、1974年米本土で初めて米国下院議員に当選する。1995年まで下院議員を務め1988年には日系人の強制収容に対する謝罪・賠償を規定する「市民の自由法」の議会への提出、反対派の説得など、その成立を蔭で支えた。2000-01年は民主党のクリントン政権で商務長官、2001-06年は共和党のブッシュ政権で運輸長官を務める。アジア系初の閣僚であった。9.11テロ対策の指揮をとり、米国史上初の全民間航空機緊急着陸命令を出し、国内の全航空機を強制的に着陸させたことでも知られる。
- (8) 本稿ではこの裁判がもつ問題点と可能性まで含め以降括弧つきで「コレマツ」と表記する。
- (9) この裁判の弁護人となった弁護士ピーター・アイアンズは「アメリカ法の歴史の中で先例の無いスキャンダル [1983, vii]」であったと述べている。

- (10) 筆者は2019年5月11日に「マイグレーション研究会」(@京都女子大学)でのバンナイ氏の講演に出席し、6月のアメリカ学会部会報告の打合せを行った。その際の発言である。
- (11) 類例は枚挙に暇がない。Yamamotoは次のような例を挙げている。9.11直後、米国民権委員会コミッションナーは「コレマツ」を国内のアラブ、ムスリム系の人々の集団拘束する場合の先例として引用した。また2015年のバリのテロ攻撃の後、バージニア州のある都市の市長が街にシリア系難民を受け入れないことを正当化するために日系人の強制収容を事例として挙げた、大統領選でトランプが現在のムスリム系の入国禁止の根拠として日系人の排除に光を当て、力のある法律家もコレマツを引用することは避けているものの司法の受動性を認める意見を抱き続けている、等。(Masquerading, 699)
- (12) TRUMP, PRESIDENT OF THE UNITED STATES, ET AL. v. HAWAII ET AL. CERTIORARI TO THE UNITED STATES COURT OF APPEALS FOR THE NINTH CIRCUIT, No. 17-965. Argued April 25, 2018—Decided June 26, 2018, https://www.supremecourt.gov/opinions/17pdf/17-965_h315.pdf
- (13) 米国民権法第212条(f)項は大統領にその入国が合衆国の弊害となると思われる外国人の入国を拒否する権限を与えている。
- (14) トランプが日系人の強制立退き・収容政策を意識していたことは明らかである。2015年の選挙戦さなかにTV番組のインタビューに答え次の様に語っている。「率直に言って、人々を締め出すことは違憲ではない。……フランクリン・ローズベルトを見なさい。非常に尊敬される偉大な大統領だ。……彼がドイツ人、イタリア人、日本人に何をしようとしていたのか」と発言している。“Trump speaking on MSNBC” *USA Today*, https://offers.usatoday.com/specialoffer?gps-source=CPNBAR&utm_medium=onsite&utm_campaign=2019decbau&utm_content=digital&utm_source=adfrec&utm_term=lfst
- (15) NHK Eテレ「先人たちの底力：知恵泉：勇気を出して声をあげよう～日系人フレッド・コレマツの戦い～」(放送：2017年4月25日(火)午後10：00～午後10：43)
- (16) アメリカ学会第53回年次大会2019年6月2日(日)(法政大学〔市ヶ谷〕)【部会 E Contingent Citizenship: Has the Korematsu Decision Been Overturned?】
- (17) 原告のトルクマンら数十人は9.11後の数ヶ月の間にテロの疑い有りとして拘留され、人種、宗教、移民としての地位と出自の国だけを理由にして危険視された。刑務所内では肉体的、心理的な拷問を受け、ブルックリンのメトロポリタン抑留所の懲罰的独房に拘束された。拘束はFBIやCIAによる取調べでテロと無関係であることが完全に明らかになるまで続き、その時点で国外追放となった。殆どの者はビザのオーバーステイや許可なく働いたなどの微罪しか犯していない。Center for Constitutional Rights Factsheet, <https://ccrjustice.org/home/get-involved/tools-resources/fact-sheets-and-faqs/factsheet-turkmen-v-ashcroft>
- (18) この法は言論弾圧の歴史的事例として悪名高く社会的批判を受けて更新されることなくリビールされたと理解していたが最高裁で憲法修正第1条に照らして違憲性を問われたことはなく、戦時に生き返って新たな法の根拠となっていた。
- (19) 法律 (Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism Act of 2001) の頭文字をとってUSA PATRIOTと呼ばれる。
- (20) 軍事法廷は軍法会議とは異なるが、公民権擁護団体はその秘密主義で無制限で何ら説明のない国内治安維持のための個人の拘留を批判してきた。
- (21) 用語としてはexpatriation, denationalization, denaturalization, renunciation revocationといった用語があてられる。
- (22) Immigration Reform that Will Make America Great Again, <https://tictotimes.net/wp-content/uploads/2015/08/Immigration-Reform-Trump.pdf>

(連邦最高裁判所判決)

- Afroyim v. Rusk: 387 U.S. 253 (1967) 387 U.S. 253 (more) 87 S. Ct. 1660; 18 L. Ed. 2d 757; 1967 U.S. LEXIS 2844
- Hamdi v. Rumsfeld, 542 U.S. 507 (2004)
- Korematsu v. United States, 323 U.S. 214, 223-24
- Korematsu v. U.S., 584 F. Supp. 1406, 16 Fed R. Evid. Serv. 1231 (N.D.Cal. Apr 19. 1984)
- TRUMP v. HAWAII. 585 U.S. 138 S. Ct. 2392;201 L.Ed.2d 775
- Turkmen v. Ashcroft 582 U.S. (more) 137 S. Ct. 1843; 198 L. Ed. 2d 290

(引用文献)

- Cole, David, “Manzanar redux?: In an echo of Japanese internment, a judge’s ruling allows foreign nationals to be rounded up on the basis of their race or religion.” *Los Angeles Times*, 2006/6/16. <https://search.proquest.com/docview/422071248/3B6399924B0B4387PQ/2?accountid=44651>. (最終検索日：2020年3月10日)
- Daniels, Roger, *The Decision to Relocate the Japanese Americans*. Holt, Rinehart and Winston, 1975.
- Frost, Amanda, “Alienating Citizens” *Northwestern University Law Review*; Chicago, Vol. 114, No. 1, 2019, pp. 241–267. <https://scholarlycommons.law.northwestern.edu/nulr/vol114/iss1/5>. (最終検索日：2020年3月10日)
- Golash-Boza, Tanya, “The Parallels between Mass Incarceration and Mass Deportation: An Intersectional Analysis of State Repression,” *Journal of World Systems Research, suppl SPECIAL ISSUE: COLONIALITY OF POWER AND HEGEMONIC SHIFTS*; Pittsburgh, Vol. 22, No. 2, 2019, pp. 484–509. <https://search.proquest.com/docview/1814171722/582EDA33311E4F7BPQ/6?accountid=44651>. (最終検索日：2020年3月10日)
- Herzog, Ben, “Revocation of Citizenship in the United States,” *Archives Européennes de Sociologie: European Journal of Sociology*; Cambridge, Vol. 52, No. 1, Apr. 2011, pp. 77–109. <https://www.jstor.org/stable/43282173?seq=1>. (最終検索日：2020年3月10日)
- IRONS, PETER, *JUSTICE AT WAR: THE STORY OF THE JAPANESE AMERICAN INTERNMENT CASES*. University of California Press, 1983.
- Kanström, Daniel. *Deportation Nation: Outsiders in American History*. Cambridge: Harvard University Press, 2007.
- Matsuda, Mari J., “Looking to the Bottom: Critical Legal Studies and Reparations,” 22 *HARV. C.R.-C.L. L. REV.* 323, 1987. <https://scholarspace.manoa.hawaii.edu/handle/10125/65944>. (最終検索日：2020年3月10日)
- 村川庸子『境界線上の市民権 日米戦争と日系アメリカ人』、御茶の水書房、2008。
——「市民権を「放棄」させる論理——1944年の日系アメリカ人と2004年のハムディを結ぶもの」『移民研究年報』第12号、3–23頁、2006.3。

- Rehnquist, William H, *All the Laws But One: Civil Liberties in Wartime*. Vintage Book, 1998.
- Rodriguez, Christina M, “Trump v. Hawaii and the Future of Presidential Power over Immigration.” American Constitution Society. *ACS Supreme Court Review*, 2017.8. <https://www.acslaw.org/analysis/acs-supreme-court-review/trump-v-hawaii-and-the-future-of-presidential-power-over-immigration/> (最終検索日：2020年3月10日)
- Yamamoto, Eric K, “Friend, or Foe or Something Else: Social Meanings of Redress And Reparations” *DENV. J. INT’L L. & POL’Y*. Vol. 20:2, 1992, pp. 223–242. https://scholarspace.manoa.hawaii.edu/bitstream/10125/35330/Yamamoto_20Denv.J.Int%27IL%26Pol%27y223.pdf. (最終検索日：2020年3月10日)
- . 1998. “Racial Reparations: Japanese American Redress and African American Claims,” 19 *B.C. Third World L.J.* Vol. 19, No. 477, <https://lawdigitalcommons.bc.edu/twlj/vol19/iss1/13/> (最終検索日：2020年3月10日)
- Yamamoto, Eric K. & Rachel Oyama. (2019) “Masquerading Behind a Facade of National Security” *THE YALE LAW JOURNAL FORUM*, pp. 688–723. <https://www.acslaw.org/analysis/acs-supreme-court-review/trump-v-hawaii-and-the-future-of-presidential-power-over-immigration/> (最終検索日：2020年3月10日)

(参考文献)

- Bannai Lorraine K., *Enduring Conviction: Fred Korematsu and His Quest for Justice*, University of Washington Press, 2015.
- Weil, Patrick, *The Sovereign Citizen: Denaturalization and the Origins of the American Republic*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2013.
- 山倉明弘『市民的自由アメリカ日系人戦時強制収容のリーガル・ヒストリー』彩流社、2011。